

社会福祉法人^{恩賜}財団^{済生会} 済生会新潟県央基幹病院
カーテン・ブラインド賃貸借に関わる一般公募型プロポーザル 実施要領

1. 目的

本要領は、「済生会新潟県央基幹病院 カーテン・ブラインド賃貸借契約」を受託する業者の選定にあたり、一般公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 履行場所

社会福祉法人^{恩賜}財団^{済生会} 済生会新潟県央基幹病院

3. 履行期間

2024年3月1日から2029年3月31日まで（約5年間）

4. 取付場所・数量及び面積

(1)カーテン	: 15,054.2 m ² (1,720 枚)
(2)臨時交換用カーテン	: 978 m ² (90 枚)
(3)ブラインド	: 1,256.4 m ² (378 台)
(4)電動ブラインド	: 110.6 m ² (36 台)
(5)ロールスクリーン	: 25.2 m ² (14 台※交換用含む)
(6)カーテンレール	: 152 箇所

5. スケジュール

- 2023年2月2日(木) : 公告
- 2023年2月16日(木) : 参加申込書及び企画提案書の提出期限

6. 入札参加資格要件

(1)共通事項

- ア 社会福祉法人^{恩賜}財団^{済生会}契約手続要領第4条により定められた規定を満たしている事
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者である事
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

(2) 個別要件

- ア 新潟県内に事業所を有していること。
- イ 同規模以上の病院において、過去 5 年以内の受託実績を有していること。
- ウ 社会的認知度のある国際標準規格 (ISO) 若しくは医療関連サービスマークの認定業者であること。

7. 質疑応答

実施要領に関する質疑応答は次のとおり、受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

- (1) 様式 : 別紙様式 1 「質疑書」
- (2) 提出期限 : 2023 年 2 月 8 日(水)17 時 締切
- (3) 提出方法 : 電子メールのみ
件名:「済生会新潟県中央基幹病院
- (4) : カーテン・ブラインド賃貸借に関する質問 (会社名)」
- (5) 提出先 : 新潟県済生会支部事務局 遠藤
メールアドレス: yo.endo@ngt.saiseikai.or.jp
- (6) 回答 : 2023 年 2 月 13 日(月) 電子メールにて回答 (※予定)

8. 提出書類及び提出方法

以下、ア～エについて、電子メールにて提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書 : 別紙様式 2 「参加申込書」
 - イ 会社概要書 : 別紙様式 3 「会社概要書」
 - ウ 見積書 : 別紙様式 4 「見積書」
※見積は単年度金額とし、内訳書と併せて提出すること
 - エ 企画提案書 : 様式自由 詳細は下記 9. を参照
- (2) 提出方法 : 電子メールのみ
件名:「済生会新潟県中央基幹病院
カーテン・ブラインド賃貸借に関する応募 (会社名)」
- (3) 提出期限 : 2023 年 2 月 16 日(木)17 時 締切

9. 提案書の作成手順

具体的な内容は下記の通りとする。様式については、任意様式とし、作成ソフトについてはマイクロソフト社のパワーポイントでの作成とする。

(1)表紙 : 濟生会新潟県央基幹病院カーテン・ブラインド賃貸借企画提案書

(2)提案課題

ア 業務管理体制

- ・ 統括責任者、現場責任者等の業務体制
- ・ トラブル発生時の対応等

イ 先の人材確保難を見据えた業務提案 (例:業務オートメーション化、ICT 活用等)

ウ 開院に向けた準備工程、教育・研修スケジュール

エ その他 (フリー提案)

10. 提案の評価

(1)評価方法

委託者が別に定める評価基準に基づき、企画提案書類の内容や提案見積金額を対象とし審査・評価を行う。その結果、最高の評価を得た第一位の提案者を本事業の第一優先交渉権者として、また第二位として評価の高い提案者を第二優先交渉権者としてそれぞれ特定する。

なお、上記内容にて決めかねる場合、プレゼンテーションを実施し優先交渉権者を選定する。

※ 配点等や評価観点については、非公式とする

11. 留意事項

- (1)契約締結後における内容変更については、支部と協議しながら検討を進めること。
- (2)資料等に関する権利は、支部に帰属としこれらを第三者への提供や内容の転載については、支部の許可を必要とする。
- (3)締結後、個人情報や知り得た情報については他に漏洩してはならない。これは履行完了後も同様とする。

12. 契約

- (1)本プロポーザルにて第一交渉権を得た業者は、今後、開院に向けた各種運用検討を支援し、最終的な業務仕様が確定次第、再度見積書を提出の上、契約を締結することとする。
- (2)契約の締結については、締結交渉後に行う。締結候補者と協議が合わない場合は、次点者と協議をすることとし、締結をする場合がある。

13. 失格事項

- (1) 虚偽の書類作成、本内容と整合性がない提案、期限厳守を遵守しなかった者。
- (2) 提案書は、提出後の変更は認めない。

14. 担当部署

〒950-1104 新潟県新潟市西区寺地 2 8 0 - 7

新潟県済生会 支部事務局 新潟県済生会支部事務局 遠藤

TEL : 025-233-6161 MAIL : yo.endo@ngt.saiseikai.or.jp